

# 日本 AEM 学会功績賞規程

## 第 1 章 総 則

- 第1条 本会に日本 AEM 学会功績賞（以下「本賞」という）を設ける。  
第2条 本賞は、日本 AEM 学会に対して総合的な学術の寄与が大であり、本学会の組織維持・拡大などに功績の大の方に対し、その努力と精進に報いるとともに、旺盛な研究意欲を高揚させることを目的として贈賞する。  
第3条 受賞候補者は、過去に日本 AEM 学会功績賞を受賞したことのない日本 AEM 学会会員とする。  
第4条 贈賞に値する人物がないときは、その年度に贈賞しない。

## 第 2 章 審査委員会

- 第5条 本会に、日本 AEM 学会功績賞および日本 AEM 学会功労賞の審査を行う日本 AEM 学会功績・功労賞委員会（以下「審査委員会」という）を置く。  
第6条 審査委員会委員長は、理事会の議決により、会長が指名する。  
第7条 審査委員会の幹事および委員は、審査委員会委員長の審査により、会長が委嘱する。  
第8条 審査委員の任期は当該年度の審査が終了するまでとする。  
第9条 審査委員会の定足数は、委任状も含め、委員長、幹事を含む審査委員総数の 3 分の 2 とし、出席委員の過半数の同意を持って議決する。  
2. 賛否同数の場合は委員長が決定する。  
第10条 審査手続きは、別に定める日本 AEM 学会功績・功労賞審査要領による。  
第11条 審査委員会委員長は、毎年 9 月または 10 月の理事会に審査結果を報告する。

## 第 3 章 受賞者の決定

- 第12条 理事会は、審査委員会委員長の報告を受け、受賞者の決定をする。

## 第 4 章 表 彰

- 第13条 贈賞は、毎年 MAGDA コンファレンスにおいて行うことを原則とする。  
第14条 賞は、賞状および賞牌とする。

2013 年 12 月 2 日 理事会承認

以上